

商品の名称に地名が使われているものがありますが、原則的には、(1) その商標の主な意義は一般に知られた地理的場所を示すものであり、(2) その商品・役務はその商標で特定された場所に由来し、かつ(3) 購買者は、その商品・役務はその商標で特定された地理的場所に由来すると信じるであろうと考えられる場合は、当該商標は、単に地理的場所を記述したものであるとされ、商標登録を受けることは困難です(但し、カリフォルニアウォールナッツやアイダホポテト等、認証商標として機能する商標は登録可能です)。

それでは、その商品・役務がその地名に由来しない場合は、どうでしょうか。消費者がその場所が、その商品を購入するか、役務を受けるかを定める重要な理由となっている場合は欺瞞的商標ということで登録は困難です。

さて、以下はいずれも周知の食品名称で、地名が含まれていますが、かかる場所がその発祥の場所でないものはどれでしょうか。

- (1) フレンチトースト
- (2) ジャーマンチョコレートケーキ
- (3) イングリッシュマフィン
- (4) フレンチディップ(サンドイッチ)

実は、上記の食品は全て、その名称で特定された地理的場所由来ではないようです。(1) フレンチトーストは1724年にニューヨークで宿舎の主人であった Joseph French が現在のフレンチトーストを発明したということです。本来は彼の姓であるフレンチのトースト(French's toast)とアポストロフィが付くべきところそれを忘れて単にフレンチトーストと言ったのが始めということです。(2) ジャーマンチョコレートケーキは1852年に米国で最初のチョコレート会社に勤務していた米国人の Samuel German が調理用チョコレートでケーキができないかと開発したもので本来は彼の姓であるジャーマンのチョコレートケーキ(German's chocolate cake)とアポストロフィがあるべきところそれが落ちてしまったもののようです。(3) イングリッシュマフィンは英国からの移民であった Samuel Bath Thomas が経営するニューヨークのパン屋で、1880年ごろ彼が従来のマフィンを製造していてベーキングパウダーを入れ忘れたことでたまたま出来上がったもののようです。なお、イングリッシュマフィンは、英国ではアメリカンマフィンと呼ばれているそうです。(4) フレンチディップ(サンドイッチ)は1918年ロサンゼルスで最も古いレストランの一つである Philippe the Original (今でも営業)で、誤ってビーフサンドイッチのフレンチロールを肉汁の鍋の中に落としてしまったことで発明されたものようです(なお、客からパンが古いと苦情があったので意図的に肉汁に浸漬したという話もあり、また、同じロサンゼルスで今も営業している Cole's というレストランの方が早く発明したという話もあります)。この他にもグreek(ギリシャ)サラダ等、地名に由来しないものも多くありますが、いずれも一般名称化しているので、欺瞞的かどうかにかかわらず商標登録はできません。

(上記は一般論又は個人的見解で、個々のケースでの法律アドバイスを目的としたものではありません。)